

空家等対策の推進に関する連携協定の締結について

1 趣旨

空家等対策に係る専門家4団体と大船渡市が連携・協力し、空家等の発生抑制、適切な管理や活用の促進等の対策を推進することにより、良好な生活環境の保全や安全で安心して暮らせるまちづくりに資するものです。

2 協定締結団体

- (1) 岩手県司法書士会
- (2) 岩手県土地家屋調査士会
- (3) 一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会
- (4) 一般社団法人岩手県建築士会気仙支部

3 連携内容

- (1) 空家等に係る相談事業に関すること
- (2) 空家等の発生抑制及び適切な管理に係る意識啓発に関すること
- (3) 空家等の流通及び活用の促進に関すること
- (4) 空家等の権利関係に関すること
- (5) その他、協定締結の目的を達成するために必要な事項に関すること

4 締結式

- (1) 日 時 令和6年3月12日（火）午後1時30分～
- (2) 会 場 大船渡市役所2階 応接室

5 今後の取り組み

所有者等からの相談内容に応じ、各団体の窓口を案内し、相談に繋がります。

また、空家等に関する悩みを抱える方等を対象とした相談会を開催するほか、空家等の発生抑制や適切な管理に関する情報を周知し、意識啓発に取り組めます。